

## 来秋の介護報酬改定、消費増税対応で基本報酬引き上げへ 毎月の限度額も

来年10月に実施する介護報酬改定に向けて、消費税率の引き上げで嵩む施設・事業所の出費をカバーする方策を協議している厚労省は各サービスの基本報酬の上乗せを基本に対応する方針を示した。

各種加算も増税の影響を色濃く受けるものは単位数を積み増す。改定前と同量のサービスを使えなくなる高齢者を生まないように、毎月の限度額の引き上げも検討していく。

基本報酬や加算の引き上げ幅は、直近の「介護事業経営実態調査」の結果などから割り出す。その結果を踏まえて毎月の限度額も調節する。

今後の焦点は2つ。1つは施設の食費・居住費だ。消費増税でコストが膨らむため、国が定めている標準的な費用に合わせて引き上げ、施設側の負担を抑えるよう訴える声が出ている。厚労省は前回、「見直しを要するほどコストは変わっていない」として基準費用額を据え置いた経緯があり、関係団体は不満を募らせている。

もう1つの焦点は、施設・事業所の高額な設備投資にかかる消費税の負担をどう扱うか。業界は何らかの対応をとるよう強く求めているが、厚労省は今のところ慎重な姿勢を崩さず。

## 養護老人ホームの3割、稼働率90%以下 措置控えが影響

全国の養護老人ホームのうち2017年度の稼働率が90%に満たない施設が3割に上った。老施協は「措置控えが影響している。各自治体に予算要求することが不可欠だ」としている。養護老人ホームでは、自治体が予算を抑えるため入所者を回さない措置控えが問題となっている。調査によると平均稼働率は89.9%にとどまり、50%を下回る施設も34あった。措置入所が施設所在地の市町村より他の市町村の方が多い施設も目立つ。老施協は「他市町村からの措置がなくなれば一気に稼働率が低迷しかねない」と懸念。隣接市町村が連携して養護老人ホームの活用を求める必要があるとした

### ～介護ビジネス研究会のご案内～

医療・介護・障がい福祉の経営者(幹部)のための隔月勉強会です。特別セミナーと勉強会(座学セミナーによる業界最新事例の+事例交換会)を基本とする経営塾です。

経営者様が抱える問題・疑問及び、他社はどのようにして解決しているのかを共有することで、自社のみならず、スタッフ・利用者・家族、地域にとっても有益な情報をご提供して参ります。

2019年度は3月の勉強会(テーマ:採用について)から隔月での開催を予定しております。開催が近づきましたらDMで詳細をお送り致しますので、是非ご参加ください。

## 岐阜県福祉のまちづくり推進協議会

担当: 苅谷

〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78

TEL: 0120-337-301

FAX: 0575-24-5733

<http://www.koreisyajutaku.jp>

[mail:kriya@nodakensetsu.co.jp](mailto:kriya@nodakensetsu.co.jp)

お問合せは  
コチラまで

※尚、今後このようなご案内が不要な場合は、右の欄にチェックを入れて0575-24-5733迄ご返信をお願い致します。

案内  
不要